

公益財団法人日本セーリング連盟  
国際セーリング連盟インターナショナル・レースオフィサー（IRO）候補者の推薦基準

本基準は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の会員で、国際セーリング連盟（以下、「ISAF」という。）のIROの資格認定申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）について、連盟レース委員会の小委員会であるIRO候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）が、推薦に関する適否を得ることに資するためのものである。

1. 推薦委員会の構成

- (1) 本委員会は、レース委員会正副委員長及びインターナショナル・レースオフィサー及びルール委員長を含む8名の委員にて構成するものとする。
- (2) 推薦委員はレース委員長が任命する。
- (3) 推薦委員会の事務局として、レース委員会レースオフィサー小委員長がその任にあたるものとする。
- (4) 推薦委員会の構成員が申請者となる場合は、その者はその年の委員となることはできない。
- (5) 欠員を生じた場合には、上記（2）により委員を補充するものとする。
- (6) 推薦委員会の委員長は、委員の互選により選任されるものとする。

2. 推薦委員会の機能

推薦委員会は、提出された書類に基づき審査し、推薦基準に照らして適否を判断し、適任とする者については、理事会に報告し、その承認を得るものとする。

上記（1）により理事会の承認を得た者については、IROの候補者としてISAFへ推薦するものとする。

3. 推薦基準

- (1) ISAF規則の要件を満たしていること。
- (2) 連盟としての推薦基準
  - ① 人格・常識に欠ける点がないこと
  - ② 連盟のナショナル・レースオフィサー（IRO）であること
  - ③ 日本に住んでいること
  - ④ 主たるレースオフィサーとしての活動が日本であること
  - ⑤ 国内において次の経験があること：  
過去4年間に国内の主要な大会のレース委員長もしくは大会（実行）委員長の職務（「別表－1」の1及び2の大会における発着水路部長を含む）を2回以上（その内の1回は推薦委員会が特に指定する水域大会（「別表－2」のレース委員長もしくは大会（実行）委員長の職務3回と置き換えることが出来る）。
  - ⑥ 推薦委員会の2／3以上の賛成が得られること
  - ⑦ 複数の加盟団体、及び特別加盟団体等による推薦があること

4. 提出期限

申請者は、申請年の6月末までに申請に必要な関係文書を、連盟事務局宛送付すること。

5. その他

- (1) 推薦委員会の細目については、連盟レース委員長が定める。
- (2) 本基準は、平成13年 5月 1日から施行する。
- (3) 本基準は、平成18年 4月 1日に一部修正する。

- (4) 本基準は、平成19年 4月 1日に一部修正する。
- (5) 本基準は、平成21年 4月 1日に一部修正する。
- (6) 本基準は、平成24年12月 8日に一部修正する。

「別表－1」

主要な全日本選手権大会等とは、次をいう。

1. 国民体育大会
2. 国民体育大会リハーサル大会
3. 全日本実業団ヨット選手権大会
4. 全日本学生ヨット選手権大会
5. 全日本高等学校ヨット選手権大会
6. 全日本JJ－24級ヨット選手権大会
7. 全日本470級ヨット選手権大会
8. 全日本スナイプ級ヨット選手権大会
9. 全日本FJ級ヨット選手権大会
10. 全日本OP級ヨット選手権大会
11. 全日本レーザー級ヨット選手権大会
12. オリンピックウィーク
13. ジャパン・カップ
14. 鳥羽パール・レース
15. 全日本ミドルボート選手権大会
16. インターナショナル・ジュリーを構成する大会
17. その他、レース委員長が認める大会

「別表－2」

推薦委員会が特に指定する水域大会とは、次をいう。

1. 全日本実業団ヨット選手権大会水域予選会
2. 全日本学生ヨット選手権大会水域予選会
3. 全日本高等学校ヨット選手権大会水域予選会
4. その他、レース委員長が認める大会